

○防衛省告示第八十七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和七年四月二十一日から施行する。

令和七年四月十一日

防衛大臣 中谷 元

一 陸上自衛隊北海道大演習場有明地区

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域
北海道札幌市清田区	有明	北海道札幌市南区
北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	北海道札幌市清田区

対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	北海道札幌市南 区	滝野（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道札幌市清 田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道北広島市	仁別（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 陸上自衛隊北海道大演習場西岡地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道札幌市豊平区	北海道札幌市豊平区	北海道札幌市清田区	北海道札幌市豊平区
西岡	西岡（次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）	西岡（次の図面に示す部分に限る。）

			備考
北海道札幌市南 区	北海道札幌市清 田区		
滝野及び真駒内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）		備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 陸上自衛隊北海道大演習場千歳地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道千歳市	北海道千歳市	北海道千歳市
上長都	上長都、北信濃、紋別及び蘭越（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	泉沢（次の図面に示す部分に限る。）、桂木一丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、自由ヶ丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目、
	恵南及び盤尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

	北海道恵庭市	三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目、六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目、新星一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北斗三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、紋別（次の図面に示す部分に限る。）まで、大和三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに蘭越（次の図面に示す部分に限る。）
備考		
	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる	

区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 陸上自衛隊北海道大演習場東千歳地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設
北海道千歳市	北海道千歳市	北海道千歳市
中央	協和、駒里、祝梅及び中央（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北海道勇払郡安平町 追分豊栄及び早来富岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
協和、駒里、祝梅及び中央（いずれも次の図面に示す部分に限		北海道千歳市

に係る対象施設周辺地域		備考
北海道勇払郡安平町	安平、追分豊栄及び早来富岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五 陸上自衛隊北海道大演習場恵庭地区

備考	対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
	北海道恵庭市		北海道千歳市	北海道恵庭市	
	盤尻		上長都、紋別及び蘭越（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	恵南、盤尻及び牧場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
			上長都、紋別及び蘭越（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	恵南、桜森、白樺町一丁目、三丁目及び四丁目、盤尻並びに牧場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六 陸上自衛隊北海道大演習場島松地区

対象防衛関係施設の所在地	北海道恵庭市	桜森
対象防衛関係施設	北海道恵庭市	柏木町、桜森、島松沢及び盤尻（いずれも次の図面に示す部分

の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		備考
	北海道北広島市	北海道札幌市清田区	
に限る。）	仁別及び三島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）	北海道恵庭市
	島松、仁別及び三島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	柏木町（次の図面に示す部分に限る。）、北柏木町三丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、幸町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜森、島松沢（次の図面に示す部分に限る。）、西島松（次の図面に示す部分に限る。）、盤尻（次の図面に示す部分に限る。）並びに牧場（次の図面に示す部分に限る。）	北海道北広島市

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 陸上自衛隊上富良野演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	北海道空知郡上富良野町	上富良野
対象防衛関係施設	北海道富良野市	字ベベルイ（次の図面に示す部分に限る。）及び字ベベルイ以外	

の区域			対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
の次の図面に示す地域	北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡中富良野町	北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡中富良野町	北海道空知郡中富良野町
	国有無番地、十人牧場、第一安井牧場、中ノ沢及び倍本農場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字中富良野ベベルイ（次の図面に示す部分に限る。）	字ベベルイ（次の図面に示す部分に限る。）及び字ベベルイ以外の次の図面に示す地域	国有無番地、十人牧場、第一安井牧場、中ノ沢、倍本農場、東七線北及び東十二線北（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字中富良野ベベルイ（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 陸上自衛隊矢臼別演習場

対象防衛関係施設の所在地	北海道野付郡別海町	矢臼別無番地
--------------	-----------	--------

対象防衛関係施設の 区域		対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	
北海道厚岸郡厚 岸町	トライベツ及び別寒辺牛（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北海道厚岸郡厚 岸町	トライベツ及び別寒辺牛（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
北海道厚岸郡浜 中町	西円朱別西（次の図面に示す部分に限る。）	北海道厚岸郡浜 中町	西円朱別西（次の図面に示す部分に限る。）
北海道野付郡別 海町	上風連、中西別、西春別及び矢臼別（いずれも次の図面に示す 部分に限る。）	北海道厚岸郡厚 岸町	トライベツ及び別寒辺牛（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
北海道川上郡標 茶町	字上チャンベツ原野、字多和、字チャンベツ原野及び字中チャ ンベツ原野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北海道川上郡標 茶町	字上チャンベツ原野、字多和、字チャンベツ原野及び字中チャ ンベツ原野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	北海道野付郡別 海町	上風連、中西別、西春別（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 及び矢臼別
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設に係る対象施設周	
宮城県黒川郡大和町	吉田	宮城県黒川郡大和町	吉田（次の図面に示す部分に限る。）	宮城県黒川郡大和町	大瓜（次の図面に示す部分に限る。）
宮城県黒川郡大衡村	大瓜（次の図面に示す部分に限る。）	宮城県黒川郡大衡村	大瓜（次の図面に示す部分に限る。）	宮城県黒川郡大衡村	大瓜（次の図面に示す部分に限る。）
宮城県加美郡色麻町	王城寺及び小栗山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	宮城県加美郡色麻町	王城寺及び小栗山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	宮城県加美郡色麻町	王城寺及び小栗山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
宮城県黒川郡大和町	吉田（次の図面に示す部分に限る。）及び吉田以外の次の図面に示す地域	宮城県黒川郡大和町	吉田（次の図面に示す部分に限る。）及び吉田以外の次の図面に示す地域	宮城県黒川郡大和町	吉田（次の図面に示す部分に限る。）及び吉田以外の次の図面に示す地域

	衡村	
	宮城県加美郡色麻町	大、小栗山、四竈及び王城寺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大、小栗山、四竈及び王城寺以外の次の図面に示す地域
備考		
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

十 陸上自衛隊北富士演習場

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
山梨県富士吉田市	山梨県南都留郡山中湖村	山梨県富士吉田市	山梨県南都留郡山中湖村	山梨県南都留郡
		新屋及び上吉田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	山中（次の図面に示す部分に限る。）	
				忍草（次の図面に示す部分に限る。）

備考			
	忍野村	山梨県南都留郡 山中湖村	静岡県駿東郡小 山町
		平野及び山中（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	須走（次の図面に示す部分に限る。）

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一 陸上自衛隊東富士演習場

対象防衛関係施設の所在地			対象防衛関係施設の区域	
静岡県御殿場市	静岡県裾野市	静岡県駿東郡小山町	静岡県御殿場市	板妻、印野、神山、駒門、神場、中畑及び仁杉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに板妻、印野、神山、駒門、神場、中畑及び仁杉以外の次の図面に示す地域
			静岡県裾野市	今里及び須山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
			静岡県裾野市	

対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域				
静岡県駿東郡小 山町	静岡県駿東郡小 山町	山梨県富士吉田 市	山梨県南都留郡 山中湖村	静岡県御殿場市
須走（次の図面に示す部分に限る。）	須走（次の図面に示す部分に限る。）	上吉田（次の図面に示す部分に限る。）	平野及び山中（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	板妻、印野、川柳、神山、駒門、柴怒田、神場、中畑、中山、 仁杉及び水土野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに 板妻、印野、川柳、神山、駒門、柴怒田、神場、中畑、中山、 仁杉及び水土野以外の次の図面に示す地域
静岡県駿東郡小	静岡県裾野市			
須走（次の図面に示す部分に限る。）	今里、下和田及び須山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）			

山町	
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

十二 陸上自衛隊饗庭野演習場

対象防衛関係施設	滋賀県高島市	今津町今津
----------	--------	-------

の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
	滋賀県高島市	滋賀県高島市
	安曇川町上古賀、安曇川町下古賀、今津町今津、今津町梅原、今津町追分、今津町大供、今津町上弘部、今津町北生見、今津町下弘部、今津町途中谷、今津町弘川、今津町保坂、今津町南生見、今津町藺生、朽木荒川及び新旭町饗庭（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	安曇川町上古賀、安曇川町下古賀、今津町今津、今津町梅原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、今津町追分、今津町大供（次の図面に示す部分に限る。）、今津町大供大門、今津町上弘部（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、今津町北生見、今津町桜町（次の図面に示す部分に限る。）、今津町下弘部、今津町松陽台、今津町住吉、今津町途中谷、今津町弘川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、今津町舟橋、今津町保坂（次の図面に示す部分に限る。）、今津町南生見、今津町椋川（次の図面に示す部分に限る。）、今津町藺生、朽木荒川及び新旭町饗庭

(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。